

伊予市「ごみ分別の手引き・辞典」共同発行業務公募型プロポーザル実施要領

産業建設部環境保全課
令和元年12月20日

1 趣旨

家庭ごみの適正分別・適正排出によりごみの減量化とリサイクルを推進することを目的に、ごみの分別方法やごみの出し方などを掲載した伊予市「ごみ分別の手引き・辞典」（以下「分別辞典」という。）を、市と共同で発行する事業者を、公募型プロポーザルを実施し募集する。

2 業務の内容

（1）業務名

伊予市「ごみ分別の手引き・辞典」共同発行業務

（2）発行時期

令和2年7月下旬（予定）

（3）役割分担

市は、市と共同で分別辞典を発行する事業者（以下「事業者」という。）に、分別辞典の作成に必要な行政情報を提供する。事業者は、分別辞典の企画、編集、印刷製本を行う。

（4）費用負担

事業者は、分別辞典の発行および配布にかかる全ての費用を負担し、市は一切の費用を負担しない。

（5）分別辞典の仕様等

① 発行予定数

17,000部

② サイズ

A4版

③ 刷り色

フルカラー

④ ページ数

50～70ページ程度

⑤ 製本

中綴じ

⑥ 編集等の条件

ア 市は、分別辞典の作成に必要な行政情報を事業者に提供する。

イ 分別辞典の発行にかかる一切の業務は、事業者が行う。ただし、分別辞典の企画、編集については、市と十分協議のうえ実施

すること。

ウ 事業者は、分別辞典の納品時に、全ページを P D F 形式に変換したファイルを添付すること。

⑦ 広告の掲載

ア 分別辞典には、企業等の広告を掲載することができる。

イ 全紙面に対する広告の割合は概ね 3 0 % 以下とする。

ウ 分別辞典に掲載する広告は、事業者が募集するものとする。

エ 掲載する広告の内容については、伊予市広告掲載要綱および伊予市広告掲載基準の規定に準ずるものとする。

(6) 納品

納品時には、あらかじめ配布するリストの広報区(254区※予定)ごとに梱包して納品すること。(残り分は100部ずつに目印等を入れて納品のこと。)

納品場所・日時は、市より後日指定する。

(7) 著作権の帰属

① 市が提供する行政情報等は、全て市に帰属するものとし、事業者は当該情報の他の媒体への転載及び引用等を行う場合は、あらかじめ市の許可を得なければならない。

② 事業者が分別辞典の制作のために収集した情報及び広告は、事業主に帰属するものとし、市が当該情報等の他の媒体への転載及び引用等を行う場合は、事業者の許可を得るものとする。

(8) その他

この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市と事業者双方が誠意をもって協議し、解決を図る。

3 参加資格

参加を申し込む者は次の全ての要件を満たすこと。

(1) 本業務と同種または類似する業務実績があること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立をした者または再生手続開始の申立をされた者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の申立をした者または再生手続開始の申立をされた者でないこと。

(5) 伊予市建設工事等指名停止及び指名回避措置要綱(平成17年伊予市訓令第79号)または伊予市建設工事低価格入札者排除措置要綱(平成22年伊予市訓令第20号)に基づいて市長が行う指名停止及び指名回避また

は排除措置の期間中にない者であること。

(6) 国税および地方税の滞納がないこと。

(7) 伊予市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。(参加表明書と同時申請可)

4 参加の手続き

本業務に関する公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより参加表明書等を提出すること。

(1) 提出書類の入手方法

伊予市のホームページからダウンロードすること。

(2) 提出期限および提出方法

令和2年1月20日(月曜日)午後5時までに、下記連絡先の担当者まで持参または郵送すること。なお郵送の場合は提出期限当日の消印まで有効とする。

(3) 提出書類

① 参加表明書(様式第1号) 1部

② 企画提案書(任意様式) 6部

企画提案書には以下に記載する事項を記載すること。

ア 協働発行事業についての考え方・方針

イ 分別辞典の構成について創意工夫の提案

ウ 分別辞典の仕様

a 総ページ数(行政情報ページ数及び広告スペースの割合)

b 刷り色

c 製本

d 紙質

エ 誌面デザイン

誌面デザインについて次のとおり見本を作成すること

a 表紙

b 行政情報

(ごみ減量化に関する取組み、ごみの分別方法、ごみの出し方等)

c ごみ分別早見表

オ 事業スケジュール(納品までのスケジュール)

カ 業務実施体制(総括責任者及び担当者も記載すること)

キ 広告掲載予定数及び広告募集計画(募集手順等)

ク その他PR資料

③ 業務実施責任者および担当者の経歴、実績等(様式第2号) 6部

④ 発行から配布までのスケジュール(任意様式) 6部

⑤ 広告掲載予定数および広告募集計画(任意様式) 6部

- ⑥ 同種または類似する業務の実績を示す資料（任意様式） 6 部
- (4) 提出書類の取扱い等

- ① 提出書類は返却しない。
- ② 企画提案に要する費用は、参加者の負担とする。
- ③ 提出書類の追加および修正は認めない。
- ④ 参加表明書を提出した者は、本要領に同意したものとみなす。

5 質問の受付等

- (1) 本件に関する質問は、質問書（様式第3号）により受け付けるものとする。
- (2) 受付期間は、令和元年12月27日（金曜日）午後5時まで（必着）とし、電子メールにより伊予市産業建設部環境保全課に提出すること。また、提出する場合は、必ず電話により着信確認を行うこと。
- (3) 提出された質問に対する回答は、質問者名を伏せて、令和2年1月10日（金曜日）までに、伊予市ホームページでまとめて公開する。

6 審査方法等

(1) 審査方法

市職員で構成する審査委員会において、提出された書類の内容や条件などを審査のうえ、評価点の合計が最も高い者を、受注候補者として選定する。

応募者が1者の場合も審査を実施し、評価基準を満たすと認められる場合は、その事業者を選定する。

(2) 審査基準および評価点数

別紙伊予市「ごみ分別の手引き・辞典」共同発行業務公募型プロポーザル審査要領」のとおり

(3) 選定結果

企画提案書を提出した者に対し文書で通知する。審査結果に対する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

7 協定の締結

共同発行事業者に決定した者は、市と分別辞典の共同発行業務に関する協定を締結するものとする。

8 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類の提出方法および提出期限を遵守しない場合。

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合。

(4) その他本要領を遵守しない場合。

9 スケジュール

項目	日程（予定）
公募開始	令和元年12月20日（金曜日）
質問の受付期限	令和元年12月27日（金曜日）午後5時
質問の回答	令和2年1月10日（金曜日）
企画提案書等応募書類 提出期限	令和2年1月20日（木曜日）午後5時
選定結果通知	令和2年2月3日（月曜日）

10 事務局

伊予市産業建設部環境保全課 担当：本田

電 話：０８９－９０９－６３３８（直通）

FAX：０８９－９８２－１２３４

メール：kankyohozen@city.iyo.lg.jp

附 則

この要領は、令和元年12月20日から施行する。